



白河市奨学資金の返還一部免除制度を拡充しました！



若者の定住促進及び経済的負担の軽減を図るため、白河市に定住し就業するなど一定の要件を満たしている場合に奨学資金の一部の返還を免除する制度を令和6年4月から拡充しました。

❀ 免除制度の内容 ❀

区分		対象者 (各区分の全ての項目に該当する方)	免除額 (100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)	申請書類
1	【拡充】 白河市に定住・就業している場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 大学又は専修学校へ進学又は在学のために白河市奨学資金の貸与を受けた方 ② 大学又は専修学校を卒業した日の属する月の翌月の初日から奨学資金の返還が完了する日までの間に5年以上継続して白河市内に住所を有している方 ③ 白河市内に住所を有している間、5年以上就業している方 ④ 奨学資金の返還未納がない方 ⑤ 市税の滞納がない方 	貸与を受けた 総額の10分の3の額 拡充前：総額の10分の2の額 拡充後：総額の10分の3の額 ※ただし、免除額が、申請した日の属する月の翌月1日における返還未済額を超える場合は、当該返還未済額を限度とします。	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学資金返還免除願 ・住民票（個人票） ・納税証明書 ・就労証明書
2	【新制度】 上記1に加えて、結婚した場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 上記1の定住・就業による免除を受けた方 ② 結婚した方 ③ 申請時に白河市内に住所を有している方 	貸与を受けた 総額の10分の1の額 ※ただし、免除額が、申請した日の属する月の翌月1日における返還未済額を超える場合は、当該返還未済額を限度とします。	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学資金返還免除願 ・住民票（個人票） ・納税証明書 ・戸籍謄本 ※区分1と同時に申請する場合は重複書類を省略できます。
3	【新制度】 上記2に加えて、第1子が誕生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 上記2の結婚による免除の要件を有している方 ② 第1子が誕生した方 	貸与を受けた 総額の10分の1の額 ※ただし、免除額が、申請した日の属する月の翌月1日における返還未済額を超える場合は、当該返還未済額を限度とします。	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学資金返還免除願 ・住民票（個人票） ・納税証明書 ・戸籍謄本 ※区分1又は区分2と同時に申請する場合は重複書類を省略できます。

❀ 申請先（問い合わせ先） ❀

白河市教育委員会事務局 教育総務課

電話番号：0248-22-1111（内線2361）



©しらかわん

